

長崎県病院企業団監査委員公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用される同法第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年1月8日

長崎県病院企業団監査委員 津留崎 義 美
同 今 村 嘉 昭

監査結果

第1 監査の概要

1 監査対象

平成20年度長崎県離島医療圏組合

本部事業会計

同

五島市病院事業会計

（五島中央病院
富江病院
奈留病院）

同

新上五島町病院事業会計

（上五島病院
有川病院
奈良尾病院）

同

対馬市病院事業会計

（対馬いづはら病院
中対馬病院
上対馬病院）

2 監査実施日

予備監査 平成21年 7月 7日～平成21年10月19日

委員監査 平成21年10月20日～平成21年10月30日

3 実施監査委員

長崎県病院企業団監査委員 津留崎 義 美
同 今 村 嘉 昭

第 2 監査の結果

1 意見

(1) 総括

事業の管理及び財務会計事務の執行については、組合本部事業会計において職員が公金を着服するという重大な事件が発生した(平成20年度内に全額返還)が、その他においては、概ね適正に処理されていると認められた。

(2) 個別事項

病院経営について

離島においては、病院勤務医師や看護師等の確保難が深刻であり、また、急激な人口減少等もあって患者数が年々減少しており、病院経営は非常に厳しい状況にある。このような状態が続くと、病院の存立そのものにも影響を及ぼしかねない。現在検討を重ねられている「離島医療のあり方」について、地域の事情を考慮しつつ、その体制整備を加速する必要がある。

また、構成団体である市町、市町議会及び地域住民に病院の経営実態を開示し、いかにして地域中核病院を地域ぐるみで維持していくかを中期的課題として検討すべき時期にきているものと思われる。

未収金対策について

9病院の過年度未収金総額 89,853,069 円は、前年度末に比し 7,206,905 円増加(対前年度比 8.7%増)している。これまで以上に、発生を防止するための対策を講じること、発生直後の回収に力点を置くこと、また、連帯保証人へ請求することなど、未収金の適正な管理、回収に引き続き努力する必要がある。

業務上横領事件について

組合本部事業会計において、平成19年度から平成20年度にかけ、総額 3,095,000 円を職員が着服するという事件が発生した。

退職給与積立金の預金口座から不正に引き出したものであり、当該職員の行動が厳しく非難されることは当然であるが、2年度にわたり不正が行われたことは、誠に重大であり、内部チェック体制、預金の管理方法、公印の保管、例月出納検査について早急に見直す必要がある。

後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国の医療費削減に資するとして、平成24年度末までに数量ベースで30%以上に引き上げるという政府方針があり、また、患者にとっては薬代が安くなるというメリットがある。

病院においては、院外処方等で後発医薬品の割合が高いところもあるが、医師等の理解が進まない面も見受けられる。

患者に対し後発医薬品のメリット等の説明を十分行うとともに、もっと使用促進を図ることが望ましい。

物品購入等について

物品の購入等契約事務にあたっては、競争性を確保して適正価格で購入するよう法令等に基づく処理が求められているが、病院ごとの取引においては、業者選定等で苦慮する事例がある。各病院で共通するもの、あるいは一定額以上のもの等について一括契約等を行うことや、事務のマニュアル化等により適正化を図ることが望ましい。

2 指摘事項

【五島中央病院】

(1) 未収金について

未収金の管理・回収は適正に処理されている。

未収金の回収については適正に処理されているが、引き続き努力すること。特に、発生直後の未収金の回収には十分留意すること。

【富江病院】

(1) 未収金について

未収金の管理・回収は適正に処理されている。

未収金の回収については大変努力されているが、引き続き努力すること。

(2) 減価償却費について

建物の減価償却において、平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で耐用年数が50年から39年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前のまま計算している。

適正に処理すること。

減価償却費の計算において、耐用年数で除して算出しているものがある。耐用年数における償却率を用いて算出すること。

【奈留病院】

(1) 未収金について

未収金の管理・回収は適正に処理されている。

未収金の回収については努力されているが、大幅な増加が見られるので、より一層の努力をすること。

なお、同一人が重ねて未収金を発生している例が散見されるので、対応を検討すること。

(2) 減価償却費について

建物の減価償却において、平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で耐用年数が50年から39年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前のまま計算している。

適正に処理すること。

(3) 決裁について

事務長が長期休暇（病休）の間、伝票等に事務長決裁欄の押印がない。事務長不在の場合、院長により決裁すべきである。

【上五島病院】

(1) 未収金について

未収金の回収は、分納回収に努めるなど適正に処理されている。ただし、未収金整理簿の管理については、正確さに欠ける。

未収金の回収については努力されているが、未収金整理簿の管理では、次のことに留意すること。

連帯保証人を記入すること

氏名の変更等、訂正箇所の正確な記載

分納徴収日の正確な記載

(2) 減価償却費について

平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で、病院建物の耐用年数が50年から39年に、職員宿舍の耐用年数が60年から47年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前のまま計算している。

適正に処理すること。

【有川病院】

(1) 未収金について

未収金の管理・回収は適正に処理されている。

未収金の回収については努力されており、発生件数も少ないので、引き続き現状を維持できるよう努力すること。

(2) 減価償却費について

平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で、病院建物の耐用年数が50年から39年に、職員宿舎の耐用年数が60年から47年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前のまま計算している。

適正に処理すること。

【奈良尾病院】

(1) 未収金について

未収金の管理・回収は適正に処理されている。

未収金の回収については努力されており、発生件数も少ないので、引き続き現状を維持できるよう努力すること。

(2) 減価償却費について

建物の減価償却において、平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で耐用年数が50年から39年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前のまま計算している。

適正に処理すること。

【対馬いづはら病院】

(1) 未収金について

未収金の回収は、分納回収に努めるなど、適正に処理されている。ただし、未収金整理簿の管理については、より正確さと迅速さが求められる。

未収金の回収については努力されているが、引き続き努力すること。また、未収金整理簿の管理については、次のことに留意すること。

未収金発生後速やかに(3ヶ月後位)未収金整理簿に記載し、管理回収を始め、早期の回収に繋がるよう努力すること。

連帯保証人を確実に把握し、記入すること。

総額が多額に上るため、管理の徹底を期すこと。(未収金徴収業務委託あり)

(2) 減価償却費について

平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で、病院建物の耐用年数

が50年から39年に、職員宿舎の耐用年数が60年から47年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前のまま計算している。

適正に処理すること。

【中対馬病院】

(1) 未収金について

未収金の管理・回収は適正に処理されている。

未収金の回収については努力されているが、引き続き努力すること。特に、徴収業務委託の効果を上げること。(未収金徴収業務委託あり)

【上対馬病院】

(1) 未収金について

未収金の管理・回収は適正に処理されている。

未収金の回収については努力されているが、引き続き努力すること。

(2) 減価償却について

平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で、病院建物の耐用年数が50年から39年に、職員宿舎の耐用年数が60年から47年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前のまま計算している。

適正に処理すること。

3 指導事項

軽易な事項について、当該機関に指導を行った。

・五島中央病院	1件
・富江病院	7件
・奈留病院	7件
・上五島病院	4件
・有川病院	3件
・奈良尾病院	3件
・対馬いづはら病院	4件
・中対馬病院	3件
・上対馬病院	2件